

第11次静岡県交通安全計画の概要

- 交通安全対策基本法に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの
- 道路交通・鉄道交通・踏切道における交通の安全に関する計画
- 計画期間：令和3年度～令和7年度(5か年)

計画の基本理念

高齢者及び子供の交通事故防止の実現が強く要望される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が求められる。

○ 【交通事故のない社会を目指して】

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。

○ 【人優先の交通安全思想】

高齢者、障害のある人、子供等の交通弱者の安全を一層確保し、「人優先」の交通安全思想を基本とする。

○ 【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

高齢になっても安全に移動することができ、安全に安心して暮らせる「共生社会」を構築する。

これから5年間(計画期間)において特に注視すべき事項

① 人手不足への対応

自動化・省略化の進展もみられる中で、安全が損なわれないよう、人材の質の確保や安全教育の徹底等が必要

② 先進技術導入への対応

先進安全技術が普及・進展し、事故減少に貢献しているが、着実に安全性を確保することが重要

③ 高まる安全への要請と交通安全

様々な安全への要請が高まる中、確実に交通安全を図り、関係機関・専門分野間で柔軟に連携することが重要

④ 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

新型コロナウイルス感染症の影響は、県民のライフスタイルや交通行動への影響も認められるため、本計画の期間を通じて注視し、必要な対策に臨機に着手する

横断的に重要な事項

- ① 先端技術の積極的活用
交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進
- ② 救助・救急活動及び被害者支援の充実
迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実や交通事故被害者等に対する支援の更なる充実等
- ③ 参加・協働型の交通安全活動の推進
交通安全施策に県民が参加できる仕組みづくり
- ④ 経営トップ主導による自主的な安全管理体制の充実・強化
事業者が社内一丸となった安全管理体制の構築・改善
- ⑤ E B P M の推進
データの整備、改善及び多角的な収集、各施策の効果を検証した上でのより効果的な施策推進
- ⑥ 知見の共有
更に交通事故を減少させるために他都道府県等と知見を共有して活かし、連携や協力を推進

第1章 道路交通の安全（目標・対策の視点・対策の柱）

【目標】

区 分	第11次 (令和7年末までに)	根 拠	令和2年 実 績
年間死者数	80人以下	第10次計画目標値（100人以下）から20%削減	108人
年間人身事故発生件数	15,000件以下	同上目標値（30,000件以下）から半減	20,667件

【対策の視点】

視 点	① 高齢者及び子供の安全確保
	② 歩行者及び自転車の安全確保
	③ 生活道路における安全確保
	④ 先端技術の活用推進
	⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
	⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

【対策の柱】

施 策	① 道路交通環境の整備	⑤ 道路交通秩序の維持
	② 交通安全思想の普及徹底	⑥ 救助・救急活動の充実
	③ 安全運転の確保	⑦ 被害者支援の充実と推進
	④ 車両の安全性の確保	

第1章 道路交通の安全（具体的対策）

1 道路交通環境の整備

- 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・ 最高速度30キロメートル毎時の区域規制「ゾーン30」の整備推進
生活道路における歩行者・自転車利用者の安全な通行の確保
 - ・ 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間の整備等
 - 高齢者等の移動手手段の確保・充実
 - ・ 地域の自動運転サービスの社会実装や地域課題に資するM a a s（※）モデル構築等を推進
- ※ M a a s : Mobility as a Service
移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス



2 交通安全思想の普及徹底

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・ 各年代や立場に応じた交通安全教育の実施
 - ・ 高齢化の進展への的確な対応や高齢者自身の交通安全意識の向上
 - ・ 県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識の高揚
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・ 歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育等の推進
 - ・ 自転車のルール遵守、マナー実践や自転車の損害賠償責任保険への加入促進等
- 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
 - ・ 関係機関・団体がそれぞれの立場で地域の実情に即した活動を実施
 - ・ 交通安全の取組を着実に次世代につなげるよう、幅広い年代の参画に努める



3 安全運転の確保

- 運転者教育等の充実
 - ・ 安全に運転する意識及び態度を向上させる教育内容の充実
 - ・ 限定条件付免許制度の導入等を内容とする改正道路交通法の円滑な施行
- 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
 - ・ 安全体質の確立やコンプライアンスの徹底・遵守について総合的な取組を推進



第1章 道路交通の安全（具体的対策）

4 車両の安全性の確保

- 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
保安基準の拡充・強化等や先進安全自動車（A S V）の普及を促進
- 自動運転車の安全対策・活用の推進
高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向け、実証実験の取組を促進
- 自転車の安全性の確保
自転車の点検整備、灯火点灯及び反射材用品等の取付けを促進



5 道路交通秩序の維持

- 交通指導取締りの強化等
 - ・ 無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進
 - ・ 交通事故発生実態等の分析結果に基づいた交通指導取締りの推進
- 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - ・ 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
 - ・ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進



6 救急・救助活動の充実

- 救急・救助体制の整備
交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するための救助体制の整備・拡充
- 救急医療体制の整備
 - ・ 休日・夜間急患センターの診療体制の充実
 - ・ 救急医療担当医師及び看護師の養成等

7 被害者支援の充実と推進

- 自動車損害賠償保障制度の充実等
 - ・ 自動車損害賠償保障制度の改善推進による被害者救済
 - ・ 広報活動等を通じた無保険車両運行防止の徹底
- 交通事故被害者支援の充実強化
公益財団法人交通遺児等育成基金が実施している自動車事故被害者等の支援施策の周知等

第2章 鉄道交通の安全

(目標・対策の視点・対策の柱)

【目標】

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す
- ② 運転者事故全体の死者数減少を目指す

【対策の視点】

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

【対策の柱】

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 被害者支援の推進
- ⑥ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

具体的対策

- 鉄道施設等の安全性の向上
駅施設等において、高齢者、障害のある人等の安全利用に十分配慮し、ホームからの転落等防止対策を推進する。
- 鉄道の安全な運行の確保
 - ・ 保安監査の実施
 - ・ 運転士の資質の保持
 - ・ 計画運休への取組

第3章 踏切道における交通の安全

(目標・対策の視点・対策の柱)

【目標】

踏切事故件数の減少を目指す

【対策の視点】

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

【対策の柱】

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

具体的対策

- 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
高齢者等の歩行者対策として、全方位型警報装置、非常型押ボタンの整備、障害物検地装置の高規格化を推進する。
- 踏切道の統廃合の促進
第3、4種の踏切道の統廃合